

# 医療事故等の公表について

## 1. 公表の目的

院内で発生した医療事故を公表することは、当院の医療の透明性を高め、当院が提供する医療の質についてより高い信頼を患者から獲得するための大きな手段である。たとえ厳しい社会的指弾を受けることになったとしても、更に医療安全管理を推し進めることにより、信頼回復と医療の質の向上が期待できるため、公表に関する取り扱いについて必要な事項を定める。

## 2. 用語の定義

### (1) 医療事故（アクシデント）

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生したすべての人身事故で、医療従事者の過誤・過失の有無は問わない。医療事故は次の2つに区分される

#### ①医療過誤（過失のある医療事故）

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起きたもの

#### ②過失のない医療事故

医療従事者・医療機関の過失がないにも関わらず起きたもの

### (2) インシデント（ヒヤリ・ハット）

誤った医療行為が患者に実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為が実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすことなく、医療事故に至らなかったもの

## 3. 公表の基準

### (1) 個別公表

- ・医療過誤または医療過誤の可能性が考えられる医療事故により、予期しなかったもしくは予期していたものを上回る重篤で永続的な障害や後遺症が残り、または死亡に至った場合
- ・過失のない医療事故や医療行為以外の事故であっても、社会的影響が大きいと判断される場合には、必要に応じて個別公表する。

### (2) 包括公表

- ・前年度中に発生した、または明らかになったインシデントおよびアクシデント
- ・医療事故等により、観察の強化や検査が必要になったり治療が必要になった、または軽度ないし中等度の障害が発生した場合

## 4. 公表の内容

公表の内容は、原則として以下に掲げるものとする。

### (1) 個別公表

- ①医療事故の内容（年月日、場所、患者の年代、性別、病名、医療行為、状況、経過等）
- ②医療事故の原因と今後の再発防止策
- ③その他必要な事項

### (2) 包括公表

- ①医療事故等の件数
- ②その他必要な事項

## 5. 個別公表の手順

- (1) 医療事故またはインシデント（以下、「医療事故等」という。）が発生した場合、当事者は直属の上司（所属リスクマネージャーを兼ねている）に報告し、所定の書式に沿った報告書を作成し、所属長を通じて医療安全管理センターに提出する。
- (2) 統括医療安全管理者および医療安全管理者が中心になって医療事故等に関する報告書の実事関係を速やかに調査し、資料を作成する。
- (3) 統括医療安全管理者は事実関係についての報告書の完成を待って、速やかに医療安全管理委員会を招集し、次の事項について検討する。
  - ①医療事故等の発生までの経過、発生時の状況および発生後の対処内容など
  - ②医療事故の原因の究明および予防を含めた今後の対応策
  - ③公表に当たっての個人情報保護、患者または家族への説明と同意
- (4) 院長は、医療安全管理委員会の報告を尊重し、公表の可否について判断し、理事長の裁可を得て公表する。

## 6. 公表時のプライバシーの保護について

- (1) 個別公表にあたっては、原則として、事前に患者および家族等に十分説明し、同意を得る。ただし個別公表が必要と判断した場合で患者や家族等の同意が得られなかった場合については公表しない。（仮に上記関係者以外が公表を迫っても、同意が得られない旨を説明して公表を断る）
- (2) 個別公表時にも包括公表時にも患者およびその家族等や関係する病院職員等のプライバシー保護には十分配慮する。

## 7. 公表の時期および公表者について

- (1) 個別公表は、事故発生後、または医療過誤と判断された場合、速やかに、原則として院長名の資料を報道機関に提供するとともに堺市立総合医療センターホームページに掲載することにより行う。
- (2) 包括公表は、原則として年に1回（5月）に堺市立総合医療センターホームページに掲載することにより行う。  
\*報道機関等外部からの問い合わせ窓口は経営企画課が担当し、対応については関係部署で行う。

### 附 則

この基準は、平成19年11月1日から適用する。

2022年4月1日一部改訂

2025年7月11日一部改訂